ユマニテク短期大学公的研究費不正使用による取引停止取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、「ユマニテク短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」第２０条に基づき、不正行為等に関与した業者等に対する取引停止の取扱いについて定めることを目的とする。

（定義）

第２条　「取引停止」とは、本学が、業者等との契約締結を一定期間行わないこと、又は業者等と既に締結している契約を解除することをいう。

（取引停止処分業者）

第３条　学長は、次の各号のうちいずれかに該当する業者等（以下「不正業者」という。）について取引停止の処分を行うものとする。

（１）　公的研究費を取引外の用途に運用することを目的として、取引内容を偽装し、その偽装行為に加担、協力又は誘引した業者等

（２）　架空の取引により、公的研究費を預け金として管理することに加担、協力又は誘引した業者等

（３）　その他、公的研究費を不正使用する取引に加担、協力又は誘引した業者等

（取引停止の措置）

第４条　学長は、業者等が前条各号のいずれかに該当する場合は、当該不正業者について取引停止を行うものとする。

２　取引停止期間は学長が決定するものとする。

（取引停止期間の変更）

第５条　学長は、不正業者について情状酌量すべき特別の事由がある場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について短縮することができる。

２　学長は、取引停止期間中の不正業者について、極めて悪質な事由が明らかになった場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について延長することができる。

（不正業者への通知）

第６条　学長は、前条又は第４条の規定により取引停止又は取引停止期間の変更を行う場合には、当該不正業者に遅滞なく通知するものとする。

（本学以外の機関で取引停止措置要件が生じた業者等の取引停止の措置）

第７条　学長は、本学以外の機関等から取引停止等を受けた業者等との取引について、諸事情を総合的に勘案し、この規程の定めるところにより取引停止の措置を行うことができる。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、不正防止委員会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、平成３０年９月１日から施行する。

この規程は、令和４年１１月８日から施行する。